

島原本広第282号
2020年8月21日

島根県知事 丸山達也様

中国電力株式会社
取締役常務執行役員
島根原子力本部長 北野立夫

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

標記について、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定
第8条第1項(9)に基づき添付のとおりご連絡いたします。

添付資料

- 添付-1 島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画(令和2年8月)
- 添付-2 「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

以上

「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

1. 修正内容

(1) 緊急時活動レベル*の見直しに伴う修正

2020年2月5日の第61回原子力規制委員会において、緊急時活動レベルの見直しが了承されたこと、および2020年2月21日に「原子力規制委員会規則」等が公布されたことから、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、国や関係する地方公共団体へ通報・連絡する基準等の修正を実施した。

※ 「緊急時活動レベル (EAL : Emergency Action Level) とは、避難や屋内退避等の防護措置の準備および実施をするべく、原子力施設等の状況に応じて、緊急事態の区分を決定するための判断基準をいう。

(2) その他

記載の適正化 等

2. 修正年月日

2020年8月21日

以 上